【都城市提出用】

**道路後退(寄附)について建築主へのお願い**

道路後退は、建築基準法に基づき、道路幅員４メートル未満の道路に接する敷地に建物の建築等を行う場合に、その道路の中心から２メートル後退※し建築等を行うものです。道路後退した用地は道路となります。後退が必要な用地で寄附の申し出がある場合、以下の項目ついてご了承願います。

※河川や擁壁等がある場合は異なります。後退範囲内に既存建築物等があれば撤去が必要です。

|  |  |
| --- | --- |
| 分筆測量、所有権移転 | □市が手続きを行い、費用を負担します。□所有権移転後、市が道路として維持管理をします。□所有権移転は、**寄附用地内に工作物（地中の基礎部分含む）や電柱等**の**舗装工事に支障**をきたすものが**無いことを確認**した後に行います。 |
| 舗装等 | □道路の舗装整備は、公共性や緊急性等を考慮し、基本的に**路線一帯を計画的に整備**していくことになります。□よって、後退用地を含めた路線全体の舗装整備には、**年単位の時間を要します。**□後退用地は道路として維持管理する必要があるため、花壇等工作物を築造できませんのでご留意ください。 |
| 乗入口の確保 | □乗入口のため、**側溝ふた等が必要**な場合は、維持管理課へご相談ください。 |
| 電柱 | □民地内の電柱が寄附用地内へ入っている場合は、**電柱が後退用地に入らないように、**電柱を所有している電力会社等に移設可能かの確認をおこなってください。**移設できない場合は、寄附できない**場合があります。 |
| 後退幅の確定等 | □後退幅(境界)は、地権者立ち会いのもと、公図復元により確定します。□**寄附後退の幅**は、公図復元により、**現況の道路幅から想定されるものとは異なる**場合がありますのでご留意ください。 |
| 手続き等の期間 | □**分筆測量や所有権移転には、一定の期間を要します。**また、状況に応じて長い期間を要する場合があります。□１月から３月の間に申請され、年度内に登記完了が見込まれない場合などには、翌年度４月から業務に着手致します。□**分筆測量**及び**所有権移転業務期間短縮の要求や作業期日指定は原則できません。**この場合、寄附採納できませんのでご留意ください。 |
| 住宅ローンを計画されている方 | □道路後退が必要である敷地であり、後退部分について、都城市に寄附することを**必ず金融機関に申し出てください。** |
| 抵当権の設定（担保設定） | □住宅ローン借り入れ時、金融機関に申し出せず、抵当権を設定した場合は、届け出者自ら抵当権解除を金融機関へ求める必要が生じます。□解除後の再設定等手続き費用は、届け出者負担となりますのでご留意ください。 |
| 書類提出時 | □道路後退部分の**抵当権解除手続きがない**場合には、**本市への寄附採納ができなくなります**のでご留意ください。□対象地に**既に抵当権が設定**されていた場合は、担当者までご相談ください。 |
| 業務中止等 | □**届け出者に起因し寄附手続きが不成立**となる場合、**分筆測量**及び**所有権移転業務を中止し、中止までの業務費用をご負担いただきます**のでご注意ください。 |

上記の確認事項について、内容を確認しました。　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　建築主又は代理者　　氏名

【建築主確認用】

**道路後退(寄附)について建築主へのお願い**

道路後退は、建築基準法に基づき、道路幅員４メートル未満の道路に接する敷地に建物の建築等を行う場合に、その道路の中心から２メートル後退※し建築等を行うものです。道路後退した用地は道路となります。後退が必要な用地で寄附の申し出がある場合、以下の項目ついてご了承願います。

※河川や擁壁等がある場合は異なります。後退範囲内に既存建築物等があれば撤去が必要です。

|  |  |
| --- | --- |
| 分筆測量、所有権移転 | □市が手続きを行い、費用を負担します。□所有権移転後、市が道路として維持管理をします。□所有権移転は、**寄附用地内に工作物（地中の基礎部分含む）や電柱等**の**舗装工事に支障**をきたすものが**無いことを確認**した後に行います。 |
| 舗装等 | □道路の舗装整備は、公共性や緊急性等を考慮し、基本的に**路線一帯を計画的に整備**していくことになります。□よって、後退用地を含めた路線全体の舗装整備には、**年単位の時間を要します。**□後退用地は道路として維持管理する必要があるため、花壇等工作物を築造できませんのでご留意ください。 |
| 乗入口の確保 | □乗入口のため、**側溝ふた等が必要**な場合は、維持管理課へご相談ください。 |
| 電柱 | □民地内の電柱が寄附用地内へ入っている場合は、**電柱が後退用地に入らないように、**電柱を所有している電力会社等に移設可能かの確認をおこなってください。**移設できない場合は、寄附できない**場合があります。 |
| 後退幅の確定等 | □後退幅(境界)は、地権者立ち会いのもと、公図復元により確定します。□**寄附後退の幅**は、公図復元により、**現況の道路幅から想定されるものとは異なる**場合がありますのでご留意ください。 |
| 手続き等の期間 | □**分筆測量や所有権移転には、一定の期間を要します。**また、状況に応じて長い期間を要する場合があります。□１月から３月の間に申請され、年度内に登記完了が見込まれない場合などには、翌年度４月から業務に着手致します。□**分筆測量**及び**所有権移転業務期間短縮の要求や作業期日指定は原則できません。**この場合、寄附採納できませんのでご留意ください。 |
| 住宅ローンを計画されている方 | □道路後退が必要である敷地であり、後退部分について、都城市に寄附することを**必ず金融機関に申し出てください。** |
| 抵当権の設定（担保設定） | □住宅ローン借り入れ時、金融機関に申し出せず、抵当権を設定した場合は、届け出者自ら抵当権解除を金融機関へ求める必要が生じます。□解除後の再設定等手続き費用は、届け出者負担となりますのでご留意ください。 |
| 書類提出時 | □道路後退部分の**抵当権解除手続きがない**場合には、**本市への寄附採納ができなくなります**のでご留意ください。□対象地に**既に抵当権が設定**されていた場合は、担当者までご相談ください。 |
| 業務中止等 | □**届け出者に起因し寄附手続きが不成立**となる場合、**分筆測量**及び**所有権移転業務を中止し、中止までの業務費用をご負担いただきます**のでご注意ください。 |